

岩国市空き家情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山間地域における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、岩国市空き家情報登録制度（以下「空き家情報制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者等による賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報制度 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (4) 中山間地域 岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号）第2条に規定する中山間地域をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報制度以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(暴力団等の排除)

第4条 市長は、所有者等又は利用希望者が次のいずれかに該当する場合は、空き家情報制度の登録及び利用はさせないものとする。

- (1) 岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第1項第1号に規定する暴力団
- (2) 排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者（空き家の登録申込み等）

第5条 市長は、空き家情報制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等から、空き家情報台帳登録申込書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、提出を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、岩国市空き家情報登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳への登録は行わない。

- (1) 当該空き家が、中山間地域に存在していない場合
- (2) 当該空き家が、不動産仲介業者等により管理されている場合
- (3) 当該空き家について、IJU（移住）応援団による推薦がない場合
- (4) 当該申込者に、市税の滞納がある場合
- (5) その他市長が登録台帳への登録が適当でないことを認めた場合

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報台帳登録完了通知書（様式第2号）を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。
（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第6条 市長は、登録台帳に登録された空き家（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、当該登録物件について前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）から、空き家情報台帳登録事項変更届出書（様式第3号）の提出を受けるものとする。

（登録台帳の登録の抹消）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録物件を登録台帳から抹消するものとする。

(1) 空き家情報台帳登録抹消届出書（様式第4号）の届出があったとき。

(2) 登録物件の所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 登録申込書の内容に、虚偽があったとき。

2 市長は、第5条第2項の規定による登録の日から2年を経過した場合において、当該登録物件の利用が見込まれないと認められるときは、当該登録物件を登録台帳から抹消することができる。

3 前2項の規定により登録物件を登録台帳から抹消したときは、空き家情報台帳登録抹消通知書（様式第5号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

（情報提供及び利用登録）

第8条 市長は、必要に応じて、登録台帳に登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 市長は、空き家情報制度を利用し、空き家の紹介を受けようとする者から、空き家情報制度利用登録申込書（様式第6号）の提出を受けるものとする。

3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容及び空き家に定住して、地域の活性化に寄与する意欲があることを確認の上、適当であると認めるときは、岩国市空き家情報利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録しなければならない。

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報制度利用登録完了通知書（様式第7号）により、当該利用希望者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 市長は、利用者台帳に登録された登録事項に変更があったときは、当該登録について前条第4項の規定により通知を受けた利用登録者から、空き家情報制度利用登録事項変更届出書（様式第8号）の提出を受けるものとする。

（利用登録者の登録の抹消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者の登録を利用者台帳から抹消するものとする。

(1) 空き家情報制度利用登録抹消届出書（様式第9号）の届出があったとき。

- (2) 利用申込書の内容に、虚偽があったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、経過する前に再登録した場合は、この限りではない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(I J U (移住) 応援団の認定等)

第 11 条 市長は、利用登録者の本市への定住を支援し、空き家の有効活用により地域の活性化を図ることを目的に、本制度の趣旨に賛同した地域団体又は地域住民のうちから、I J U (移住) 応援団を認定することができる。

2 市長は、認定を受けようとする地域団体又は地域住民から、I J U (移住) 応援団認定申請書 (様式第 10 号) に次に掲げる書類を添えて、提出を受けるものとする。

- (1) 団体の概要が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、認定書 (様式第 11 号) を交付するものとする。

4 市長は、利用登録者からの相談を受けた場合、当該地域の I J U (移住) 応援団に必要な情報を提供し、参考意見を求めることができる。

5 市長は、I J U (移住) 応援団が、前項の規定による相談を求められた場合、自らの経験から得られた情報について、有利、不利にかかわらず率直に伝え、利用登録者が本市への定住を希望する場合は、空き家登録者ととともに定住の実現を支援し、移住後は、地域住民とともに定住の支援を行うよう指導するものとする。

6 市長は、I J U (移住) 応援団が、第 3 項の規定による認定の辞退を希望するときは、当該 I J U (移住) 応援団から、I J U (移住) 応援団認定辞退願 (様式第 12 号) の提出を受けるものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 市長は、空き家登録者、利用登録者及び I J U (移住) 応援団が、次の各号に定める個人情報の取扱いを遵守するよう指導するものとする。

- (1) 空き家情報制度で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。空き家情報制度の利用後又は前条第 6 項の規定により認定を辞退した後も、同様とする。
- (2) 個人情報を漏えい、紛失等することのないよう適正に管理すること。
- (3) 必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄すること。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第 13 条 市長及び I J U (移住) 応援団は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する売買、交換又は賃貸の媒介をする行為には、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

添付書類	備考
建物及びその敷地に係る所有権その他の権利の分かる書類	登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）、固定資産税課税明細書若しくは固定資産課税証明書又はこれらの写し
市税の滞納がないことが確認できる書類	納税証明書
その他市長が必要と認める書類	